**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

埼玉県さいたま市緑区大字中尾一〇五番地六

財団法人不二駒会館

代表清算人　長谷川圭司

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

埼玉県さいたま市南区辻一丁目二四番七号

辻記念会館内　財団法人辻記念会館

代表清算人　中村　一正

**解散公告（第一回）**

当認可地縁団体は、平成二十五年二月二十四日開催の臨時総会の決議により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

埼玉県狭山市大字堀兼二三七二番地三七

フラワーヒル堀兼地区自治会

清算人　北條　由紀

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

東京都中央区日本橋大伝馬町一七番四号吉悦ビル内

財団法人ユアサ国際教育学術交流財団

代表清算人　湯淺　暉久

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

東京都江東区南砂二丁目五番一四号

財団法人熔接研究所

清算人　加藤　勉

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

東京都品川区上大崎二丁目一一番三号パインハイツ目黒三〇二号室

財団法人史料調査会

代表清算人　田尻　正司

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年五月十一日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

神奈川県横浜市鶴見区下末吉一丁目一〇番四号

宗教法人日本観音教会

清算人　軒名　敏子

**解散公告（第一回）**

当財団は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

山梨県南巨摩郡身延町大字下山字藤塚一五七八番地

財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター

清算人　望月　仁司

**解散公告（第一回）**

当組合は、総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷九八一七番地

坪山生産森林組合

清算人　吉越　基博

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

岐阜県瑞浪市明世町山野内一番地の一三

財団法人瑞浪市施設公社

代表清算人　勝　康弘

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

岐阜県土岐市泉町大富二一四番地の一

財団法人土岐市施設管理公社

清算人　小島　三明

**解散公告（第一回）**

当土地改良区は、土地改良法第百三十五条第一項第二号の規定により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

岐阜県本巣郡北方町本巣県事務所内　連絡先岐阜市端詰町五五番地オフィスⅠ・Ｏ・Ｐ二階

清算法人本巣郡伏越土地改良区

清算人　秋保　賢一

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十五年二月十二日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

京都府船井郡京丹波町質美大西一四番地ノ一

質美下村生産森林組合

清算人　大西　弘一

**解散公告（第一回）**

当公社は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

大阪府和泉市幸二丁目五番一六号

財団法人和泉市福祉公社

代表清算人　壽　初代

**解散公告（第一回）**

当法人は平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

鳥取県鳥取市扇町二一番地

財団法人鳥取県高等学校教育振興会

代表清算人　寺谷　節男

**解散公告（第一回）**

当組合支部は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当組合支部に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

鳥取県鳥取市南栄町七〇―二

日立金属労働組合鳥取支部

清算人　井関　泰政

**解散公告（第一回）**

当法人は存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二日

岡山県英田郡西粟倉村大字影石四二〇―一番地

特例財団法人西粟倉村森の村振興公社

代表清算人　青木　秀樹